



平成 30 年 12 月号

## 「特定技能」資格の創設

平成 30 年 12 月 8 日、外国人労働者の受け入れを拡大する改正出入国管理法の改正案が参院本会議で可決、成立しました。改正法は一定の技能水準と日本語能力を身につけた外国人を対象に、熟練具合に応じて新たな在留資格「特定技能」「1号」と「2号」を創設する内容で、より熟練した「2号」は家族帯同や長期滞在が認められるようになります。具体的な制度の多くは法務省令等に委ねていますが、政府の「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（平成 30 年 10 月 12 日）で示された改正案の骨子は下記のとおりです。

### 1. 新たな外国人材受入れの趣旨・目的

深刻な人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる。

### 2. 外国人材の受入れ分野

生産性の向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、当該分野の存続のために外国人材が必要と認められる分野

…具体的には、「建設」「宿泊」「農業」「介護」「造船」「ビルクリーニング」「漁業」「飲食料品製造業」「外食業」「素材産業」「産業機械製造業」「電子・電気機器関連産業」「自動車整備業」「航空業」の人手不足が深刻な 14 分野を特定技能の対象とすることが検討されています。これらの対象業種については法改正後に省令で定められる予定です。

### 3. 受入れ対象者

○技能水準は、受入れ分野で即戦力として活動するために必要な知識又は経験を有することとし、業所管省庁が定める試験等によって確認する。

○日本語能力水準は、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、受入れ分野ごとに業務上必要な能力水準を考慮して定める試験等によって確認する。

○技能実習 2 号を修了した者は、上記試験等を免除

### 4. 雇用形態

原則として直接雇用となります。（分野の特性に応じて派遣形態も可）また、許可された活動の範囲内で転職を認めることとしています。

### 5. 外国人材への支援

特定技能 1 号外国人が安定的・円滑な活動を行うことができるようにするための日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を、受入れ機関又は出入国在留管理庁長官の登録を受けた登録支援機関が行うこととされています。この支援機関は、生活ガイダンス、日本語の習得支援、相談・苦情対応、各種行政手続の情報提供等の支援を実施することが予定されています。

### 6. 家族の帯同及び在留期間の上限

「特定技能 1 号」は、在留期間の上限を通算 5 年とし、家族の帯同を基本的に認めない予定です。

「特定技能 2 号」は家族の帯同が認められます。

### 7. 状況の変化に応じた対応等

必要に応じて、法務省と関係行政機関において、分野別運用方針の見直し又は受入れ停止・中止の措置を講じることとされています。

## 外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305 (キリン社会保険労務士事務所内)  
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>